

火災に遭われた方へ (各手続きのご案内)

- ※ この冊子は、当面の各手続きに関して、概略をまとめた参考資料です。
り災後の手続きのすべてを網羅しているものではありません。
- ※ それぞれの手続きに関しての詳しい内容については、担当部署へお問い合わせください。

泉佐野市役所危機管理課
Tel072-463-1212（内線2292）

作成：令和3年5月6日

1. り災された方への各種支援

項 目	内 容	連絡先（担当課等）
災害見舞品の支給	住家に半壊・半焼以上の被害を受けた方に、日本赤十字社からお預かりした災害見舞品（毛布、日用品セット）をお届けします。	市役所地域共生推進課 TEL072-463-1212 (内線2154)
市営住宅への 一時入居	火災により住家を失った場合、市営住宅へ一時的に入居できる場合があります。但し、原則、使用料が発生し、部屋の空き状況等にもよりますので、担当課へお問い合わせください。	市役所建築住宅課（りんくうタウン駅ビル2階） TEL072-447-8123
一時的な住まいや 物資の支援	被害を受けられた方の状況に応じてご相談に応じますので、担当課にお問合せください。	市役所地域共生推進課 TEL072-463-1212 (内線2183)
火災で生じた 廃棄物の処理	火災で生じた廃棄物を泉佐野市田尻町清掃施設組合第二事業所に持ち込む場合、申請により処理手数料を減免することができます。手続きには消防署発行のり災証明書が必要です。 持ち込める廃棄物の種類や形状を確認するため、担当課による現地確認と事前協議が必要となりますので、必ず事前にご連絡ください。	市役所環境衛生課 TEL072-463-1212 (内線2281)

2. 各種書類の（再）発行手続きの連絡先（市役所）

項 目	連絡先
印鑑登録証明書 (※実印を紛失した場合)	市役所市民課（Tel072-463-1212 内線2114） ※①新しい実印 ②登録する本人であることを証明できるもの「運転免許証・マイナンバーカード・パスポート等の写真付きで官公署発行のもの」 ③手数料200円をご持参ください。
健康保険証 (国民健康保険)	市役所国保年金課（Tel072-463-1212 内線2123・2126） ※本人確認ができるものをご持参ください。
健康保険証 (後期高齢者医療保険)	市役所国保年金課（Tel072-463-1212 内線2122・2198） ※本人確認ができるものをご持参ください。
介護保険証等	市役所介護保険課（Tel072-463-1212 内線2164） ※本人確認ができるものをご持参ください。
母子健康手帳	市役所健康推進課（Tel072-463-1212 内線2317） ※本人確認ができるものをご持参ください。
年金証書・年金手帳 (国民年金)	貝塚年金事務所（貝塚市海塚305-1、Tel072-431-1122） 市役所国保年金課（Tel072-463-1212、内線2127） ※年金証書 市役所国保年金課の窓口にて、再交付申請書・年金事務所への返信用封筒をお渡ししますので、郵送にて手続きしてください。 お急ぎの場合は、貝塚年金事務所の窓口で再交付の手続きができます。年金事務所に必要書類等を確認のうえ、手続きしてください。 ※再発行まで1か月程度かかります。 ※年金手帳 現在加入している年金により申請先が異なります。厚生年金、共済年金加入（第2号被保険者）の方は、勤務先を通じて再交付の手続きを行ってください。 国民年金加入中の方（第1号被保険者）は、市役所国保年金課にて申請できます。本人確認できるものをご持参ください。お急ぎの場合は、貝塚年金事務所でも手続きができます。年金事務所に必要書類等を確認のうえ、手続きしてください。

3. 各種書類の（再）発行手続きの連絡先（市役所以外）

項 目	連絡先
り災証明書	泉州南消防組合 泉佐野消防署（Tel072-469-0119） 日根野分署（Tel072-468-0119） 上瓦屋出張所（Tel072-463-0119） ※り災証明書は、火災保険の申請等に必要となるもので、所定の用紙に必要事項を記入のうえ、申請してください。代理申請の場合は委任状が必要です。（手数料1枚300円） ※り災証明書は、火災箇所を管轄する署（所）で受付しますので、申請の際は、事前に電話連絡し、申請場所を確認してください。
運転免許証	光明池運転免許試験場（Tel072-556-1881） 泉佐野警察署（Tel072-464-1234） ※警察署での申請は交付まで約2週間、運転免許試験場の場合は即日交付となります。 ※本人確認ができるものをご持参ください。
健康保険証 （社会保険・共済保険等）	お勤め先にお問い合わせください。
クレジットカード・ 通帳・保険証券	ご加入のカード会社、金融機関、保険会社（取扱代理店）にお問い合わせください。

4. 公共サービスの手続きの連絡先

項 目	連絡先
電話（N T T）	N T T 西日本 故障窓口（Tel0120-444-113）
電 気	関西電力 コンタクトセンター（Tel0800-777-8810）
都市ガス	大阪ガス ガス漏れ通報専用電話（Tel0120-3-19424） お客様センター ※ガス使用停止等（Tel0120-394-817）
水 道	泉佐野市上下水道局（Tel072-467-2800） ※火災現場の後始末等が終わりましたらご連絡ください。
郵便局	お近くの郵便局で転居届を行うと、1年間旧住所宛の郵便物を新住所に転送してもらえます。

5. 税・保険料の減免手続きの連絡先

項 目	連絡先
市税の減免	※対象となる条件や必要書類等がありますので、下記までお問い合わせください。 ・市府民税…市役所税務課市民税係（Tel072-463-1212 内線2134～2137） ・固定資産税…市役所税務課固定資産税係（Tel072-463-1212 内線2138～2140）
納税相談窓口	災害や失業・病気などやむを得ない事情により税金を納めることができない場合、一時に納付することができないと認められる時は、申請に基づいて、一定期間徴収を猶予することができます。 市役所税務課 納税係・整理係（Tel072-463-1212 内線2143～2146）
国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の減免	※対象となる条件や必要書類等がありますので、下記までお問い合わせください。 ・国民健康保険料…市役所国保年金課賦課係（Tel072-463-1212 内線2128） ・後期高齢者医療保険料…市役所国保年金課給付係（Tel072-463-1212内線2129・2197）
国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付相談窓口	災害や失業・病気など、やむを得ない事情により保険料を一時に納付することができないと認められるときは、申請に基づき一定期間徴収を猶予することができます。 市役所国保年金課徴収係（Tel072-463-1212 内線2124・2125）
介護保険料の減免	※対象となる条件や必要書類等がありますので、下記までお問い合わせください。 市役所介護保険課（Tel072-463-1212 内線2164）
所得税の軽減免除	※火災や災害を受けた方は、確定申告で税額を軽減できる雑損控除や災害減免法のいずれかの適用を受けることができます。詳しくは税務署へお問い合わせください。 泉佐野税務署（泉佐野市日根野3683-1） Tel072-462-3471

6. その他手続きの連絡先

項 目	連絡先
建物登記関係	※全焼した場合、法務局にて、り災建物の滅失登記の手続きが必要です。 大阪法務局岸和田支局（岸和田市上野町東24番10号） Tel072-438-6501 （登記手続きの必要ないり災建物は市役所税務課固定資産税係へ届け出が必要です。）